令和８年６月２９日

令和 11 年度学校推薦型選抜Ⅱ「教員養成特別選考」Ｑ＆Ａ

愛媛大学教育学部では、愛媛県で教職に就き、高度専門職として地域創生に貢献する者を育成することを目的として、令和 11 年度愛媛大学教育学部入学者選抜において学校推薦型選抜Ⅱ「教員養成特別選考」を行うこととなりました。この入学者選抜の対象は、本学教職大学院修了後、愛媛県で教職に就き、高度専門職として地域創生に貢献する強い意志を有する者です。

学校推薦型選抜Ⅱ「教員養成特別選考」について、よくある質問を以下のとおりまとめました。これは現時点での内容であり、今後変更される可能性もあります。

この他に質問がある場合、教育学部事務課学務チーム（Tel: 089-927-9377　e-mail: edgakumu@stu.ehime-u.ac.jp）へお問い合わせください。

【出願要件】

Ｑ１　【出願要件⑥】にある「教職や教育に関する高大連携事業」とは、どんなものですか。

Ａ　愛媛県の場合、愛媛大学教職大学院が実施する「チーム学校スペシャリスト養成講座」への参加や、愛媛県教育委員会が愛媛大学と連携して行う「高校生版えひめ教師塾（仮称）」が該当します。

また、他の都道府県において、高大連携事業として実施されている、大学・学部又は都道府県・政令市教育委員会が主催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒を対象とした「教職や教育」に関する講座も該当します。

Ｑ２　「教職や教育に関する高大連携事業」にどの程度参加が必要ですか。一部の参加でも良いですか。

Ａ　当該高大連携事業については、完結した内容の１回分以上の参加が必要となります。途中で退席された場合は、参加として認められません。

Ｑ３　「教職や教育に関する高大連携事業」へ参加した経歴について、出願時にどのように示しますか。

Ａ　出願時に、「教職や教育に関する高大連携事業」へ参加した経歴を確認できる書類として、当該高大連携事業の概要がわかるパンフレット等と併せて、当該高大連携事業の主催者が発行した参加証明書を提出してください。なお、主催者から参加証明書等の発行を受けられない場合は、志願者の所属学校の校長による証明を受けた書類を提出してください。

Ｑ４　【出願要件⑥】にある「児童生徒と関わるボランティア」とは、どんなものですか。
Ａ　例えば、環境保全、地域文化の継承、防災、福祉などに関する、就学前の子どもや小・中学生と関わるボランティア活動です。

Ｑ５　「児童生徒と関わるボランティア」にどの程度参加が必要ですか。
Ａ　就学前の子どもや小・中学生との交流を深めることができる活動であれば、活動時間の長短は問いません。

Ｑ６　「児童生徒と関わるボランティア」へ参加した経歴について、出願時にどのように示しますか。
Ａ　出願時に、「児童生徒と関わるボランティア」へ参加した経歴を確認できる書類として、当該ボランティアの概要がわかるパンフレット等と併せ、当該ボランティアの主催者が発行した参加証明書を提出してください。なお、主催者から参加証明書等の発行を受けられない場合は、志願者の所属学校の校長による証明を受けた書類を提出してください。

Ｑ７　【出願要件（1）（2）】にある「教育に関する科目」は、どの学年で履修しても構いませんか。
Ａ　どの学年でも構いません。ただし、出願時に修得見込みの場合は、修得後速やかに単位修得した証明書の提出が必要です。

Ｑ８　教育に関するテーマで探究活動を行う際、どのような内容であれば教育に関するものと認められるのですか。
Ａ　教育学部の授業で取り上げられている内容を参考にしてください。具体的には、公開されている愛媛大学教育学部のシラバスをご参照ください。(https://campus.ehime-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchList.aspx)

Ｑ９　学校設定科目や総合的な探究の時間及び課外実習等において、教育に関するテーマで学習を行う場合、１年間を通して同一の内容で実施する必要はありますか。
　例えば、１学期は入門、２学期は探究、３学期はプレゼンテーションといった構成でもよいでしょうか。
Ａ　教育に関する探究活動の一連の流れとして、年間を通して体系的に実施するものであれば差し支えありません。また、成果発表として行うプレゼンテーションに充てる時間についても、教育に関する学習の一部として扱って問題ありません。

Q10　３年間にわたる総合的な探究の時間において、１年生で探究活動の基本的事項を学び、２・３年生で教育に関するテーマを設定して探究活動を行う場合は、教育に関する科目を３単位修得したこととして構いませんか。

Ａ　基本的事項を学んだ後、一貫して教育に関するテーマで探究活動を行ったのであれば構いません。

Q11　「教育に関する科目」の中の課外実習とは、どんな活動ですか。
Ａ　例えば、総合的な探究の時間の活動の一部を放課後に実施する場合などです。

Q12　【出願要件（2)】「大学や教育委員会が開催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒対象の教育プログラム等」とは、どんなものですか。
Ａ　Ｑ１と同様に、例えば、愛媛県の場合、愛媛大学教職大学院が実施する「チーム学校スペシャリスト養成講座」への参加や、愛媛県教育委員会が愛媛大学と連携して行う「高校生版えひめ教師塾（仮称)」が該当します。
　また、他の都道府県において高大連携事業として実施されている、大学・学部又は都道府県・政令市教育委員会が主催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒を対象とした「教職や教育」に関する講座も該当します。
　なお、合計 15 時間以上の受講が必要です。

Q13　Q12 の教育プログラム等について、地方の生徒が都市部へ受講しに行くことは困難です。オンラインで受講しやすくなる見込みはありますか。
Ａ　「チーム学校スペシャリスト養成講座」については、対面でのグループワークを重視しているため、原則として対面開催を予定しています。
　一方、愛媛県教育委員会が行う「高校生版えひめ教師塾（仮称)」は、オンラインでの参加が可能となる予定です。

Q14　【出願要件（2)】「大学や教育委員会が開催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒対象の教育プログラム等」は、どの学年で履修しても構いませんか。
Ａ　どの学年でも構いません。ただし、出願時に修了見込みの場合は、入学手続きの際にプログラム等修了証明書または受講証明書の提出が必要です。

Q15　「大学や教育委員会が開催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒対象の教育プログラム等」とありますが、この「等」には、具体的にどのようなものが含まれますか。
Ａ　「等」とは、「大学や教育委員会が開催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒対象の教育プログラム」と内容が同等であれば、必ずしも「教育プログラム」という名称を用いていない取組であっても認める、という趣旨です。

Q16　【出願要件（2）イ】「複数の教育プログラム等を合計 15 時間受講」とありますが、３時間程度の教育プログラム等を複数受講し、合計が 15 時間以上となれば構いませんか。
Ａ　３時間程度の教育プログラム等を複数受講し、合計が 15 時間以上となれば構いません。

Q17　大学や教育委員会が開催する教育プログラムであれば、愛媛大学や愛媛県教育委員会以外のプログラムでも構いませんか。
Ａ　大学や教育委員会が開催する教員養成に関する高等学校の課程の生徒対象の教育プログラム等であれば、構いません。

Q18　教育プログラム等を修了・受講したことを証明できる書類は、どんなものですか。
Ａ　教育プログラム等の主催者が発行する証明書です。

Q19　【出願要件（1)】の「教育に関する科目を４単位以上・・・」と【出題要件（2)】の「教育に関する科目を３単位修得・・・」について、(1）と（2）で受験の合否に有利・不利の差はありますか。
Ａ　（1）と（2）の扱いは同等です。受験の合否において、有利・不利の差はありません。

Q20　【出願要件④】に「本学教職大学院へ進学する強い意志を有する者」とありますが、教職大学院への進学は難しいですか。
Ａ　教育に関する学びを継続的に深めてきた教育学部出身者は、他学部出身者等と比較して、教職大学院の合格率が高い傾向にあります。また、教職大学院への進学に強い意欲を有する者に対しては、進学を支援するためのプログラムを今後さらに充実させていく予定です。

Q21　教職大学院に進学した場合、多くの費用が必要になるのではないでしょうか。
Ａ　教職大学院に進学した学生を対象に、国から最大月額 8.8 万円の奨学金が支給され、教員として就職した場合には返還が全学免除される制度があります。多くの教職大学院生がこの制度を利用しています。また、教職大学院には１年修了の制度も設けられています。さらに、２年間の修了を希望する場合でも、大学院２回生（Ｍ２）においては、実践的な経験を積むことを目的として公立学校で講師を務め、収入を得ながら学んでいる学生も多くいます。加えて、全国的に教員給与の引き上げが進む中、愛媛県では教職大学院を修了した新卒教員の初任給は約 30 万円と高水準となっており、教職大学院への関心はこれまで以上に高まっています。（奨学金や初任給の金額等は、令和８年６月時点の情報です。）

【選抜方法等について】
Q22　面接はどのような形で行いますか。
Ａ　面接は個人面接で実施します。

Q23　募集人員 10 人は、学校種や教科で内数が設定されていますか。
Ａ　募集人員 10 人は、幼年教育サブコースを除くすべてのコースを対象としており、学校

種や教科ごとの内数は設定していません。

Q24　教員養成特別選考で合格した場合、入学後のコース等はどのように決定しますか。

Ａ　学校推薦型選抜Ⅱ（教員養成特別選考）では、出願時にコース、サブコースを選択します。幼年教育サブコースは対象外です。入学後は、出願時に選択したサブコースに所属します。出願時に生活健康・芸術教育サブコースを選択した者は、合格後に生活健康・芸術教育サブコースの４教科から希望教科を選択します。

入学後はコース、サブコースの変更は認められません。